

青森県報

第四千二十八号

平成二十七年
七月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………	(市町村課) …… 一
自衛官候補生(女子)の募集期間、採用試験の期日等……………	(同) …… 二
狩猟免許試験の施行……………	(自然保護課) …… 二
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(健康福祉課) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活課) …… 五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(農林水産課) …… 六
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農村整備課) …… 六

右 同……………	(同) …… 六
右 同……………	(同) …… 七
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 七

公営企業

青森県立中央病院手術用顕微鏡の購入に係る一般競争入札(病院管理課) …… 七

告 示

示

青森県告示第五百六十五号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十七年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	試験期日	開始時刻	試 験 場														
平成二十七年八月一日から同年九月八日まで	平成二十七年九月十六日(水)及び十七日(木)	受付後に通知	<table border="1"> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> <tr> <td>青森市大字浪館字近野四五</td> <td>陸上自衛隊青森駐屯地</td> </tr> <tr> <td>弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七</td> <td>陸上自衛隊弘前駐屯地</td> </tr> <tr> <td>八戸市大字市川町字桔梗野官地</td> <td>陸上自衛隊八戸駐屯地</td> </tr> <tr> <td>五所川原市字一ツ谷五〇三の五</td> <td>五所川原市民学習情報センター</td> </tr> <tr> <td>三沢市大字三沢字後久保一二五の七</td> <td>航空自衛隊三沢基地</td> </tr> <tr> <td>むつ市大湊町四の一</td> <td>海上自衛隊大湊基地</td> </tr> </table>	位 置	名 称	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地	弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地	五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原市民学習情報センター	三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地	むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地
位 置	名 称																
青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地																
弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地																
八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地																
五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原市民学習情報センター																
三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地																
むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地																

青森県告示第百六十六号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の平成二十七年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十七年八月一日から同年九月八日まで		
試験期日	開始時刻	試験場	
平成二十七年 九月二十八日 (月)	受付後に 通知	試 位	名 稱
		置	陸上自衛隊青森駐 屯地
		場	陸上自衛隊八戸駐 屯地
		青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地 むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基 地

青森県告示第百六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり平成二十七年狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

試験の期日及び場所	試験の期日	試験の場所	備考

平成二十七年 八月二十九日	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三 西目屋村中央公民館大研修室ほか
------------------	---------------------------------------

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験別の狩猟免許の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
許わな猟免	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣に關する知識	午前九時 から 午後十時 まで	午前九時 から 午後九時 まで
許わな猟免	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること 2 くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと	午前十一時 から 午後一時 まで	午前九時 から 午後九時 まで

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日満十八歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

- 狩猟免許試験を受けようとする者は、平成二十七年八月二十九日に受験するものにあつては、同年七月三十一日から同年八月十九日までには狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十二円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 五 その他
 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第五百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	施設の種類	変 更 日
変更前	介護老人保健施設南郷メデイエルデブラ	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の六	介護老人保健施設	平成二七・四・一
変更後	ザ	八戸市南郷大字島守字阿庄内一五の六		

青森県告示第五百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所		変 更 日
	名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
変更前	株式会社あすら	青森市大字幸畑二丁目六の一〇	訪問介護	ヘルパーステーション	弘前市大字大原二丁目一〇の一	平成二七・七・一
変更後					弘前市大字五代字早稲七五〇七	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	医療法人南 六会	"	"	"	八戸市長	"
"	"	"	"	八戸市小中 野一丁目四 の五二	八戸市南郷 大字守字 梨子久保 二五の三	八戸市南郷 大字守字 梨子久保 二五の三	八戸市南郷 大字守字 梨子久保 二五の三	八戸市南郷 大字守字 梨子久保 二五の三	八戸市南郷 大字守字 梨子久保 二五の三
通所リハビリセンター	通所介護	通所介護	通所介護	認知症対応 生活介護	"	"	"	居宅療養 管理指導	"
二南六クリ	デイサービスセンター	デイサービスセンター	デイサービスセンター	グループホーム	健康保険国民 診療所	健康保険国民 診療所	健康保険国民 診療所	健康保険国民 診療所	健康保険国民 診療所
八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六
"	"	"	"	"	"	"	"	三 四 一	"

変更後	変更前	区分
株式会社 うら	株式会社 うら	介護予防事業者 名称
青森市 幸畑二丁目 六の一〇	青森市 幸畑二丁目 六の一〇	主たる所在地
介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 事業種類
ヘルパース のり	ヘルパース のり	名称
弘前市 五代早稲 七五〇七	弘前市 五代早稲 七五〇七	所在地
平成 二七 年七 月一 日	平成 二七 年七 月一 日	変更 年月 日

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第五百七十号

変更後	変更前
"	"
"	"
短期入所 療養介護	短期入所 療養介護
介護老人 施設 南郷 デブレザ エール	介護老人 施設 南郷 デブレザ エール
八戸市南郷 大字守字 の六	八戸市南郷 大字守字 の六
"	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	医療法人南 六会	八戸市長		
"	"	"	"	"	"	野八戸市小中 の五二丁目四	八戸市南郷 大字島守字 梨子久保	八戸市南郷 大字島守字 梨子久保	八戸市南郷 区大字島守 字梨子久保
療短介 養期護 予入予 護介防		シビ通介 ヨリ所護 ンテリ八防		通介護予 所護予防		生応認介 活型知護 介共症対 護同防	居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	
デメ健護 ブ施設老 ライ設南 ザエ人保 ル郷		ニ南六 ツククリ		なステイ ごむサー むビ		うホーム ンムさい プ	郷健康保 診療険南 所険南	八戸市国民 健康保険南	
の阿大八 六庄市 内島守 一守南 五字郷	五字区八 の阿大戸 六庄市南 内島守郷	の阿大八 六庄市南 内島守郷	五字区八 の阿大戸 六庄市南 内島守郷	の阿大八 六庄市南 内島守郷	五字区八 の阿大戸 六庄市南 内島守郷	の阿大八 六庄市南 内島守郷	五字区八 の阿大戸 六庄市南 内島守郷	二梨大八 五字島守 の三守字 保	保二区八 五字梨大 の三子島 久守郷
"	"	"	"	"	"	"	"	三 四 一	

青森県告示第五百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人南 六会	八戸市小中野 一丁目四の五	居宅介護支援事業者	八戸市南郷区大 字島守字阿庄内 一五の六	平成 二七・四・一
	なんろく居 宅介護支援 事業所	居宅介護支援事業所	八戸市南郷大 字島守字阿庄内 一五の六	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成二十七年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人階上フロンティア

三 代表者の氏名
関口 博樹

四 主たる事務所の所在地
八戸市大字売市字鴨ヶ池三二の四

五 定款に記載された目的
この法人は、階上町及び近隣地域において、農畜産物の振興及び観光の促進に関する事業を行うことにより、若年層の雇用促進を図り地域の活性化の推進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

青森県農林水産部車両 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県農林水産部農林水産政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年七月十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社トヨタレンタリース青森

青森市新田三丁目六の四

六 契約金額
九百七十五万二千四百円

七 契約の相手方を決定した手続
賃貸借に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十七年六月一日

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、新法師地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年八月三日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、福館地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（一般型）（農業用排水施設）（暗渠排水））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年八月三日から同月二十八日まで
- 三 縦覧の場所
藤崎町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、十和田西部地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年八月三日から同月二十八日まで
- 三 縦覧の場所
十和田市役所

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十七年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

上北郡七戸町字笹田七七の一、七七の二、七八の一、七八の二、七八の三、八〇の二、八一の一、八一の四、八一の一、八一の二、八一の三、八一の五及び八六の六、八六の二、八六の三、八六の五及び八六の六の一地先及び七八の三地先（第二工区）

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一
株式会社コメリ

公 営 企 業

青森県立中央病院手術用顕微鏡の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年七月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
手術用顕微鏡一式
 - 二 納入期限、納入場所及び入札方法
入札説明書による。
 - 三 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一

月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十七年九月四日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

入札書の提出期限

3 開札の場所及び日時

平成二十七年九月十五日 午前十一時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

平成二十七年九月十五日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条、第三百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Surgical Microscope.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender : 11:00 a. m. 15

September 2015

3 Contact point for the notice :

Supply Section

Management Division

Hospital Bureau

Aomori Prefectural Government

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553

Japan

Phone : 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭